

幹事会の設置について

【趣旨】

港区障害者地域自立支援協議会の円滑な運営を図るため、各専門部会から挙げた課題の整理や全体会と各専門部会との連携・調整を行う。

1 構成員

課題ごとの地域の中核的なメンバーを11名選出

幹事長は全体会の副会長が担う、副幹事長は幹事長が推薦することとする。

- (1) 全体会副会長
- (2) 障害保健福祉センター
- (3) 精神障害者地域活動生活支援センター
- (4) 入所施設
- (5) こども療育
- (6) 就労支援センター
- (7) 就労移行支援事業所
- (8) 就労継続支援事業所
- (9) GH事業所
- (10) 難病に関する有識者
- (11) 高齢者相談センター

2 所掌事項

- ① 各専門部会から挙げた課題について整理を行うこと
- ② 全体会に諮る案件を精査すること
- ③ 地域の課題を共有すること
- ④ 地域資源の活用による課題解決方策を検討すること

3 実施時期

全体会の前に実施する。初回は10月下旬～11月上旬予定。

4 事務局

障害者福祉課

5 参考図

